

# 伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月20日(金) 午前8時59分から10時45分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員  
委 員

1番委員委員

3番委員

5番委員

8番委員

10番委員

12番委員

14番委員

17番委員

19番委員

2番委員

4番委員

6番委員

9番委員

11番委員

13番委員

16番委員

18番委員

20番委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

6番委員 ・ 8番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係書記

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。それでは只今より、平成27年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 本日は、全員出席です。議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。  
6番委員、8番委員をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告2番農地の利用目的変更について事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。  
資料の1ページから45ページになります。  
農地法3条による合意解約1件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が189件ありましたのでご報告致します。

事務局 それでは、続いて報告します。46ページをお開きください。報告第2号、農地利用目的変更届、(農業生産施設届)について整理番号1番につきまして去る6日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。整理番号1番の申請者は、伊佐市大口篠原、陣之尾自治会に居住されております、SYさん85歳であります。申請地は伊佐市大口篠原字土取943-4の畑で、地積は354㎡うち農業用機械倉庫80㎡であり、昭和60年頃に、自宅隣接地にある当該申請地の一角に届け出をせず建設をしたとの事で現在も農機具等が保管されているため、始末書添付の届け出となっております。  
また、農地施行規則第32条第1号(農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設)の届け出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届け出であることと思われまことを、ご報告いたします。以上説明を終わります。お審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。  
  
(なしという声あり。)

議長 なしということでございますので、議案の審議に入ります。

議案第1号

議長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。  
事務局の報告を求めます。

事務局長 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権設定につきまして説明いたします。

47ページを開いてください。

整理番号1番につきましては、譲渡人鹿児島県日置市東市来町湯田にお住まいのFK氏です。

譲受人は伊佐市菱刈市山株式会社Yです。

土地の所在地は、伊佐市菱刈市山字樋渡401、地目は田、面積は1,197㎡、同じく菱刈市山字菅川651-1、地目は田、面積は2,022㎡の所有権移転であります。

続きまして、整理番号2番につきましては、譲渡人は、神奈川県相模原市南区鶴野森にお住まいのFS氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈市山の株式会社Yです。

土地の所在地は伊佐市菱刈市山字樋渡402、地目は田、面積は2,971㎡、所有権移転であります。

続きまして利用権設定につきましてご説明いたします。91ページの総括表をお開きください。期間は3年から20年で、面積は田1,067,897㎡、畑65,770㎡、その他83,391㎡、合計1,217,058㎡です。利用権の設定をする者の数184人、設定を受ける者の数55人です。土地の明細につきましては48ページから90ページの整理番号1番から205番のとおりであります。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。  
（「なし」という声、多数あり。）  
はいどうぞ

16番委員 ちょっと教えてもらいたいのですが、この経営基盤で一応、合意解約をしております、EFとかあるいはYSとか、個人がですね、いっば

い解約をしました。それを今度は利用権設定の中で、県の地域振興公社に貸し出しをしてその中でE F等が使用貸借にしたり、賃借にしたり、それから期間は6年とか10年とかありますが、普通は個人が売買をする時に県の地域振興公社に出してそれを期間後に買い戻しをして税の軽減対策に充てていると思います。がこれは何故こんなことをしているのですか。

事務局長 これは各団体、それぞれ農業公社、農業法人等ありますけれども、現在設定している利用を今回すべて解約をして中間管理事業の方にしたいという事でこれは出来るのかという事については出来るという事で農政課から申請が上がってきまして、利用権設定の組み直しをした。という事になっております。また、その後これが通りますと公社が預かりという状態でこれがまた各団体へ貸し借りの契約が再度出てくると思っています。

16番委員 その中間管理機構に出す場合は、個人が作付をしていなければならないというのがありますよね。だけどこの場合は、E Fが作ったり、Y Sが作ったりして利用権を結んでおると個人は作ってないということで、中間管理機構で反当たりお金をくれるやつを貰おうとしているわけですよ。そういうのも出来るんですね。

16番委員 実際効率よく団体として借りて、耕作しているという事で出来るという事で聞いております。

16番委員 それは県の地域公社に出して、それを期間後に買うという事も出来るんですよね。

事務局長 今回、売買については想定していませんけれども、この場合は全て賃貸借の関係になりますので、売買については相手がですね、売買の場合はこれと違って相手が決まった。買いたいという人とある程度話し合いがついたのを、所有権を中間管理機構がとりまして、その後個人が買い戻すと買い戻す場合、一括で買い戻す場合もありますし、資金的に余裕がない場合は3年間位で買い戻すと、その期間は個人と機構との借りる人との何年間契約というのになります。

議長 他はもういいですか  
(はいという意見多数)

議 長 なしということでございますのでお諮りします。  
議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって、議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。  
3番委員お願いします。

3 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番につきまして、去る11月11日に申請人S Iさん代理人行政書士SM氏の立ち会いのもと現地調査を行いましたので3番が報告いたします。申請人S Iさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は東市山で年齢は66歳であります。譲渡人TYさんは大口堂崎にお住まいで自治会は羽月駅前で79歳であります。申請地は伊佐市大口鳥巢字屋祢添170-1、地目は田、地積556㎡であります。現地は市の文化会館より北側へ500m位の所に位置し今年までTさんが耕作されたよく管理された水田であります。Sさんの規模拡大という事で所有権移転、売買であります。農業従事者は3名で耕作意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
整理番号1番について、3番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって、整理番号1番は許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。  
11番委員お願いします。
- 11番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について、去る11月13日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。申請人KRさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は本城町で年齢は83歳です。譲渡人MMさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で年齢は65歳です。申請地は伊佐市菱刈荒田字園川3483-3で地目は畑で地積は124㎡で所有権移転贈与でございます。譲受人の経営面積は3,505㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離はすぐ自宅庭先で現況はよく管理された小菜園です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当者しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方の審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。
- 議 長 11番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
  
(「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りいたします。  
11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって、整理番号2番は許可が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。  
13番委員お願いします。

13番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番につきまして、申請人のMTさん立ち会いのもと、調査しましたので13番が報告いたします。申請人のMTさん45歳は伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸です。本人の経営面積は69,824㎡、申請地は大口目丸字吉原183-1、田、1,370㎡と大口目丸字瀬吹920-6、田、1,645㎡の計3,015㎡の2筆を父親から贈与で取得されます。耕作意欲はあり、また農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に農地の取得につきましてもなんら問題はないと判断いたしました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当せず、許可相当と思います。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。  
13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって、整理番号3番は許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。  
同じく13番委員お願いします。

13番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番につきまして、申請人立ち会いのもと、調査いたしましたので13番が報告いたします。申請人のASさん63歳は伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。本人の経営面積は12,072㎡です。申請地は大口目丸字宮ノ後755-2、畑、141㎡を相手方の要

望で移転売買されます。譲渡人のMTさんは鹿児島市桜ヶ丘に居住されております。Aさんとはいどこにあたります。耕作意欲はあり、また農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であり、農地の取得につきましてもなんら問題はないと判断いたしました。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各項に該当せず、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
13番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。  
14番委員お願ひします。

14番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番につきまして、去る11月15日に現地調査を行いましたので14番が報告いたします。申請人MMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は54歳です。譲渡人MNさん、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は77歳です。申請地は伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2062-1他21筆あります。地目は田、地積は14筆で13,742㎡、地目は畑で地積は8筆で4,871㎡で合計18,613㎡になります。譲受人の経営面積は18,613㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より22筆ともに半径1km程に点在し、よく管理された田、畑で経営意欲はあり、農機具等は完備されておりました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。



議 長 14番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号5番について14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。  
9番委員お願いします。

9 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして、去る11月13日に現地調査を行いましたので9番が報告いたします。申請人MTさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東で年齢は68歳です。譲渡人TKさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東で年齢は94歳です。申請地は大口小木原字大塚449-3地目は田、地積は400㎡他1筆、計1,668㎡と大口小木原字日勝山500-2、畑、地積は416㎡他大口小木原字日勝山500-3、原野になっていますが、地積は1,491㎡です。贈与でありお二人の関係は親子であります。譲渡人の経営面積は11,005㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500m範囲に位置し、よく管理された田畑で経営意欲はありました。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、委任状、全部事項証明書、営農計画所、字図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。 8番委員お願いします。
8番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る15日、現地調査を行いましたので8番が報告いたします。申請人で譲受人のKSさんは、伊佐市大口篠原に居住、自治会は大道、年齢は49歳です。譲渡人のNKさんは、鹿児島市吉野に居住、年齢は66歳です。申請地は伊佐市大口原田字満田原152-1、地目は畑、地積は1,012㎡、相手方の要望と申請人の規模拡大であるため、所有権移転売買されることとなります。申請地は西原神社入り口南約500mに位置し、現在は耕作ではありませんが荒らさないよう管理された農地でありました。譲受人の経営面積は毎月利用権設定が行われ、1,988㎡となり合計で取得可能面積であると思われます。また、経営意欲もあり、農機具としてトラクター、田植え機位までしか現在ありませんが、今後揃えたいと思っておりますとの事でありました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 8番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号7番は、許可が決定しました</p>
議	長	<p>整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>11番委員お願いします。</p>
11番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号8番について、去る11月13日、現地調査を行いましたので11番が報告いたします。申請人TYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は55歳です。譲渡人NTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は大口篠原で年齢は65歳です。申請地は伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸、田3筆合計2,271㎡で所有権移転売買であります。譲受人の経営面積は1,658㎡であります。今回の売買にて3,929㎡になりますので、問題はないと思われます。農業従事者は2名で通作距離は自宅から500m位の所でよく管理された水田であります。経営意欲はあり農機具等は全て完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>11番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>11番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号8番は、許可が決定しました</p>
議	長	<p>整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>6番委員お願いします。</p>
6番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整</p>

理番号9番について、去る11月15日に申請人立ち会いの中、現地調査を行いましたので6番が報告いたします。申請人KMさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は下之馬場で年齢は85歳です。譲渡人KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は下之馬場で年齢は57歳です。申請地は伊佐市大口山野字平5132番地で、地目は畑、地積は974㎡で所有権移転売買であります。譲受人の経営面積は2,086㎡で今回の974㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は500m位です。現況はよく管理された畑で今までKさんが利用権設定により小菜園として利用されております。この申請地は本人Kさんが20年位前により小菜園として利用されておりましたが、今回、Kさんのお母さんが亡くなったのを機に田全部、畑全部を処分しようとする事になっていましたが、田の方は早めに処分されたけれども畑の方がどうしても相手が見つからないという事でKさんに相談があったとの事です。Kさんは85歳の高齢であります、経営意欲はあり農機具等は全て完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われれます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 6番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、許可が決定しました

議 長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。  
20番委員お願いします。

20番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号10番について、去る14日、申請人TNさん並びにお母さん同

席のもと、現地調査を行いましたので20番が報告いたします。譲受人は伊佐市菱刈南浦にお住まいのTNさん65歳でございます。譲渡人は同じく伊佐市菱刈南浦のTNさんで親子関係でございます。現在同居をされております。申請地は菱刈南浦字菅牟田32-2他11筆で内、田が11筆、畑が1筆でございます。譲受人の経営面積は今回、贈与の分を含めると14,181㎡になります。譲受人の世帯の農作業従事者数は3名でございます。申請地の位置でございますが、申請地は本城小学校周辺に位置しております。現況は水稻、野菜作付けを行ってらっしゃいます。現在の耕作者はTNさんでございます。譲受人の事由は先ほど申し上げましたが、所有権の生前の移転贈与という事で、耕作意欲は充分でありまして農機具も完備しております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われま。なお、添付書類として、全部事項証明書、字図が添付されております。以上のような事で行いましたので報告を終わりますが皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号10番は、許可が決定しました

議 長 整理番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。  
2番委員お願いします。

2 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号11番について、去る11月14日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。申請人MHさんは、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央、年齢は63歳です。譲渡人MTさんは、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央、年齢は93歳であります。申請人と譲渡人は親子であります。申請地は伊佐市大口平出水字新

平田621-2と621-1の2筆で地目は田、地積は合計4,865㎡で、所有権移転贈与であります。譲受人の経営面積は6,576㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は2名で通作距離は譲渡人自宅より300m位に位置しており、現況はよく管理された農地であります。これまでも申請人が耕作しておりました。経営意欲はあり農機具等は全て完備してあります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われれます。添付書類として、全部事項証明書、住民票、委任状、字図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号11番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号11番は、許可が決定しました

議 長 整理番号12番について、担当委員の調査報告を求めます。  
18番委員お願いします。

18番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号12番について、去る11月18日に現地調査を行いましたので18番が報告いたします。申請人NYさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は山ノ口であります。年齢は52歳です。譲渡人NYさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は新青木で年齢は86歳であります。申請地は伊佐市大口青木字渡瀬口2557-10、他8筆で地目は田、地積は9,152㎡で親から子への贈与であります。譲受人の経営面積は51,547㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km位でよく管理された田であります。経営意欲もあります。私が調査に行ってみた所、この面積では一部農機具が足りないなど、というのはコンバインと田植え機がありませんでしたので譲受

人に聞いてみましたらここ2～3年、申請人が耕作しているみたいですが兼業ですので稲刈りと田植えだけは友達にお願いをしていると管理は自分で一切しているという説明でございました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 18番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

16番委員 耕作面積はいくらとおっしゃいましたか

18番委員 耕作面積は51, 547㎡、今訂正がありました。

16番委員 合計面積は9, 152㎡。総合計を言われたんじゃないかな

18番委員 ああ、総合計を言いましたね。

議 長 訂正、9, 152㎡、この贈与された面積。今回の3条全体の面積を言われたので、ここがちょっと違ってましたけど9, 152㎡ですので問題はありません。よろしいですね

(わかりました。の声、多数)

議 長 18番の調査報告が終わりましたが、他にご意見ございませんか？

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

18番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号12番は、許可が決定しました

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

申請件数12件について12件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、(用途区分変更・除外・編入)の申出の意見決定について提案します。

議長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。  
4番委員をお願いします。

4番委員 議案第3号農業振興地整備計画の一部変更、編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る11月13日、申請人のIAさん立ち会いのもと、11番委員、19番委員と私4番委員の3人で共同調査いたしましたので4番が報告いたします。申請人IAさんは、伊佐市大口針持にお住まいで、申請地は大口針持字菖蒲迫3290-1外2筆で地積は2,205㎡となっております。中山間地域等直接支払事業に取り組むための申請でありまして、現地はIさんの自宅より北西の方向に500m位の所にあり、北西南を山に囲まれた東側が道路を挟んで水田となっております。申請地を農用地に編入することに問題はないと思われまます。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 4番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、農振編入の意見が決定しました。

議長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。10番委員をお願いします。

10番委員 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、除外申出の意見決定の



議案番号2番をご報告いたします。調査年月日は11月13日、10番、8番、18番それと申請人のSKさんは日にちを間違えて大阪にいらっしゃって、3名の現地調査となりました。その後、私がSさんに電話で確認をして色々話は聞きました。その報告をいたします。申請人SKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は68歳でございます。申請地は大口青木字柴建1541-9、畑、現況は山林、面積は226㎡で、周囲が山に囲まれた圃場整備の一角の外れた場所でありまして、もう今は畑がどこにあるんだろうか、というような現状でほとんど山というような形の地形でありました。今回は農用地計画の変更という形で除外で申請が出されましたのでその報告をいたします。申請地は青木の池より東の方に約1km位行った所だろうと思います。周りは先ほども言いましたが山林、山に囲まれて一部東側に田んぼがあるというような形で現場はそういったところでした。農用地計画変更するもので現地は3人の意見としましては妥当というような形で農用地区の除外にある代替地の検討、結果は妥当であるという形で農用地の外周部は農地とは接触していないという形であると思います。それと農用地区域内における担い手の利用集積に支障がおよぼすかという形で見てもそういう事はないというような形であります。農用地保全施設の有する軌道に影響を及ぼす恐れもありません。申請地は土地改良事業等がなされた土地で、事業完了後8年以上経過をしていると思われれます。申請地は2種農地で転用可能な見込みのある土地であると思われれます。転用後は申請の書類を見ますと許可後には太陽光施設をされるような申請でございました。3名の意見としましては除外はやむを得ないという判断でございます。添付書類としましては字図、現地の写真、字図、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書が添付されております。委員の方々の協議をよろしくお願いいたします。終わります。

- 議 長 10番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
（「なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、農振除外の意見が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。18番委員お  
願いします。

18番委員 議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、用途区分変更、除外編入  
申出の意見決定のうち整理番号3番について、去る11月13日、8番、  
10番、18番の3名で共同調査をいたしましたので、18番が報告を  
いたします。申請人は福岡市南区多賀にお住まいのKFさん39歳であ  
りますが、立ち会いには来られませんでした。後で電話連絡をいたしま  
したが連絡の行き違いだったと思いましたがこの調査日をご存じであり  
ませんでした。電話でいろいろとお話をいたしました。申請地は伊佐市  
大口青木字飛松迫尻1862-6、地目は田、地積は526㎡で現地は  
えびのに通じる国道447号線沿いのとんでん池というため池がござ  
いますが、その手前500m位の所で東は山林、西も山林、南も山林こ  
んな所が水田であったとは信じがたいような山でございました。申請地  
の現況は30年位の杉が立っており、今後農地にする見込みもないの  
で、山林として管理していきたいとの申請であります。先ほど言います  
ように周囲がほとんど山でございまして、周囲に与える影響は何も無い  
という風に見ました。調査の結果、この申請については3人の調査員の  
意見において適切であると判断いたしましたけれども、皆様方のご審議  
方よろしくお願いいたしまして報告を終わりますが、必要な添付書類は  
全て揃っております。以上です。

議 長 18番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
18番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を  
求めます。  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、農振除外の意見が決定しました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。1番委員お願  
いします。

- 1 番 委 員 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、除外編入申出の意見決定の整理番号4番を1番が報告いたします。調査日は去る11月13日に14番と1番で調査いたしました。申請者住所伊佐市菱刈前目、お名前はMSさん56歳自営業です。自治会は下手です。申請地は菱刈前目字猶木原5141-1、地目は畑で面積は3,183㎡です。2種農地です。申請地の位置は菱刈の郵便局の信号を下名方向に1km入った所を左方向に50m位入った所です。北は畑、山林、南は山林、東側も山林、西も畑と山林、耕起されていましたが周囲樹齢は40年以上となり、一日の日照時間は概ね2～3時間で作物は育たないとの事でした。また、近年鳥獣被害がありやむを得ないと思いました。添付書類は全部事項証明書、現地写真、農用地利用計画変更申出書、その他、必要書類は全て揃っております。全て整ったら植林の時期が来たらクヌギを植付けされるとの事です。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
- 議 長 1番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
（「なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということですので、お諮りします。  
1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、農振除外の意見が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。16番委員お願いします。
- 1 6 番 委 員 議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、用途区分変更申出の意見決定のうち整理番号5番について報告をいたします。KKさんが今回、畜舎建設、増設の為に申請を役所の農政課に行った所、地目が山林、それから畜舎を建設すればし尿処理等のなんやらの形で区分をしなければならない。という事で今回の申請になったわけでございます。去る11月13日、会長それから5番委員それと16番委員それに申請者KKさんの父立ち会いのもと共同調査いたしましたので16番が報告いたします。申請人KKさんは伊佐市大口里に居住され、年齢は50歳で

あります。申請地の所在地ですが伊佐市大口田代字長原77-1で地目は山林ですが、現況は牛舎が2年位前に建っており、地積は2,003㎡であります。今回、牛舎を新規増設する予定で用途区分変更をし、農業用施設用地として有効活用していきたいとの事です。現在親牛11頭、子牛8頭が畜舎内にいました。畜舎内の通路には大きな50馬力位のトラクター2台それから乾燥機の巻き取りの機械、大型機械が1台入っておりいかにも畜舎内が手狭に感じた次第であります。申請地の所在地は市立羽月西小学校から南西に約1.5km位の所に位置して北は市道、南、西は山林、東は畑であり、となりの隣接地には、マルイ養鶏場もありました。添付書類として全部事項証明書、字図、現地写真、修正図、農用地利用計画変更申出書等が添付されております。調査の結果この申請について3名の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして報告を終わります。以上です。

議 長 16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。  
16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、用途区分変更の意見が決定しました。

議 長 議案第3号は、申請件数5件で、編入1件、除外3件、用途区分変更1件がそれぞれの意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の報告を求めます。  
19番委員お願いいたします。

19番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号1番について19番が調査の結果を報告いたします。去る11月13日、4番委員、11番委員と私19番委員で申請人のTE氏立ち会いのもと共同調査いたしました。申請人TEさんは、伊佐市大口曾木に居住し、水稻と生産牛48頭を所持されており最近後継者も就農されております。年齢は67歳で、自治会は針牟田です。申請地の所在地は伊佐市大口曾木字山口4165番地で地目は畑です。地積は1,498㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。転用目的は340㎡を畜舎、残りをロール飼料等の資材置場にするとのことです。申請地の所在地は申請人宅より南に50m位に位置しており、南側は畑、北は畜舎、西は畜舎、東は畑であります。現在はビニールハウスを設置されて牛の飼料用の稲藁の保管場所として利用されており畜舎は中央部分に作るという事で周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、全部事項証明書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、牛舎の設計図等が添付されております。調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 19番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
19番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。よって整理番号1番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。9番委員お願いします。

9番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についての整理番号2番について、去る11月13日6番委員と私9番委員で申請人MHさん立ち会いのもと、共同調査いたしましたので9番が報告をいたします。申請人MHさんは伊佐市大口小木原に居住され、農業をされており年齢は63歳で自治会は春村自治

会であります。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字下市田263-4で地目は畑、地積は254㎡であります。農地区分は2種農地で転用目的は農機具等の駐車場で今まで近くの倉庫を借りていたけどそれが出来なくなり農機具を外に置く訳にもいかずということであります。申請地の所在地は小木原の春村自治会館より200～300m位に位置し、東側は道路を挟み田と畑、南、北、西側は宅地となっており申請人の家と隣接しております。転用目的は駐車場となっており周囲に与える影響はないと思われまます。今回はビニールパイプで補完したいという事です。添付書類として、字図、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画所、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書が提出されております。調査の結果、この申請については2人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
9番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。よって整理番号2番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。20番委員お願いします。

20番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についての整理番号3番について、去る13日、12番委員、私20番委員、さらに申請人FさんTさんの息子さん、お母さん、一緒に聞き取り調査をいたしましたので20番が報告をいたします。申請者伊佐市菱刈荒田、FTさんで自治会は下荒田71歳でございます。所在地は菱刈荒田字上ノ山4116番地で地目は畑でございますが、現況は宅地ということ。面積が884㎡、一般住宅の一棟155㎡の住宅ということで、農用地区域外で備考欄に追認ということで書いてございますが、一応この件につきましては住宅を平成11年1月に建てていらっしやいまして、すでに16年くらい前のことなんですが登

記簿上一応まだ畑になってるというのを今回宅地の方に変更なされる申請でございまして、農地法を知らなかったということで反省をいたしていらっしやいまして始末書も添付されております。四方住宅地に囲まれてまして、登記簿上の畑を今回当り前の宅地に直すという申請でございまして。書類といたしましては全部事項証明書、字図、被害防除の誓約書、並びに始末書を添付されてございまして12番との協議の結果その結果についてはやむを得ないということで結論をいたしました。

議 長 20番委員の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。

議 長 なしということでございまして、お諮りします。  
20番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号3番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号は申請件数3件で3件の意見決定並びに許可及び諮問が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。  
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。5番委員お願いいたします。

5 番 委 員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る13日代理人K氏立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査をいたしましたので5番委員が報告いたします。

譲受人は宮崎県宮崎市別府にありますM・A株式会社の法人であります。譲渡人OKさんは伊佐市大口田代に居住し、年齢は57歳で自治会は田代であります。本申請は売買による所有権移転で、転用目的は太陽光発電施設を設置するものでございます。本申請地は、大口田代字松

葉江1-44で地目は畑、地積は1,534㎡にであります。農地区分は第二種農地となっております。申請地の所在地は馬渡の自治館から西の方向へ400m位行った左側の道路わきにあり、北側が雑種地、南と東側が山林、西側が道路となっていて、周囲に与える影響はないものと思われます。現況は雑種地であります。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数192枚、パネル設置面積1,534㎡、パネル設置容量50kwを予定しております。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状、平面配置計画図、定款、履歴事項全部証明書が提出されております。調査の結果この申請につきまして3人で協議をいたしました結果、やむを得ないものと判断をいたしました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 5番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
5番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 よって整理番号1番は、5番委員の調査報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。  
9番委員お願いします。

9 番 委 員 はい。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号2番について、去る11月13日申請人のIMさんと義理のお父さんとHさん立会いのもと6番委員、私9番委員の2人で共同調査をいたしましたので私9番委員が報告いたします。譲受人は伊佐市大口小木原にお住まいのIMさんと自治会は小木原中自治会であります。譲渡人は伊佐市大口小木原にお住まいのIYさんと自治会は小木原中自治会であります。本申請は所有権移転贈与であり転用目的は車庫及び駐車場となっております。また申請人と譲渡人とは親子の関係でもあります。申請地の所在地は伊佐市大口小木



原字屋敷田422-105であります。地目は畑、地積は456㎡であります。農地区分は2種農地となっております。申請地の所在地は山野小木原簡易郵便局より500m位に位置し、自宅の前になり南側は道路を挟みこっがら団地、東、北、西側は家がありますが周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として字図、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、貯金残高証明書、現況地図が提出されております。調査の結果この申請については、2人の調査委員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして以上で私の報告を終わります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。  
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)  
全員挙手。  
よって整理番号2番は、9番委員の調査報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。  
14番委員お願いします。

14番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について、去る11月13日、代理人行政書士のSさん立会いのもと、1番委員、私14番委員と2人で共同調査を行いましたので私14番が報告いたします。譲受人は鹿児島市柳町にお住まいのSHさんであります。譲渡し人は伊佐市菱刈前目にお住まいのSHさんで自治会は麓です。年齢は77歳です。申請地の所在地は伊佐市菱刈前目字宇都4393-1地目は畑、地積は1,642㎡であります。本申請は所有権移転贈与で、転用目的は太陽光発電設置であり農地区分は第2種農地で、その他の農地と区域区分は農用地区域外となっております。申請地の所在地は菱刈庁舎より南東に約500

m程に位置し、南側は山林、東側は住宅、北側も住宅、西側は雑種地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数が252枚です。パネル設置総面積は378㎡です。パネル設置容量は49.5kwを想定しております。尚、資金の調達については自己資金であるため問題はないと思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水確約書等が提出してあります。調査の結果この申請について2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 14番議員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。  
14番議員報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
  
〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は14番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号については申請件数3件意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。6番委員お願いします。

6 番 委 員 議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について6番が調査の報告をします。

申請人は伊佐市大口山野にお住まいのEYさんです。土地の所在地は大口小川内字尾崎486-2地目は畑、1, 179㎡と同じく伊佐市大口小川内字尾崎494-1地目は田で、面積の3, 045㎡、田一筆、

畑一筆、面積計の4, 224㎡であります。周囲の状況は周りはすべてイノシシの被害により、耕作不能であります。尚この申請地は一年位前に農振地域除外申請がなされ許可されています。当時の現地調査の時に農振地域除外がなされると今後は非農地証明願により原野として許可されれば原野として管理するとのことであります。そのような理由により今回の申請となっています。現地は自宅より16km位に位置し、南側市道、北側山林、西山林、東休耕田となっております。周りは全て山林かあるいは原野としてイノシシ等の被害も多く通作距離も遠く管理が届かず、すでに石垣等の畦畔も崩れてしまい農地性を失いつつあり、又申請人の子供さんたちが地元におらず、農地の復旧は困難であると判断いたしました。議員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 整理番号1番について6番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
6番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
  
よって整理番号1番は報告の通り、非農地として証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。  
2番委員をお願いします。

2 番 委 員 議案第6号非農地証明願いのうち整理番号2番について、2番が調査の結果を報告いたします。去る11月13日6番委員と9番委員と私2番委員で共同調査をいたしました。申請人MYさんは伊佐市大口渕辺に居住され自治会は渕辺であります。申請地の所在地は伊佐市大口渕辺字中村637、地目は畑で、地積は460㎡であります。周囲の状況は東側が畑、西側が道路、南側が道路、北側が畑となっております。非農地となった時期は平成2年9月1日ごろであります。非農地となった理由

は一般住宅を建てたことによるものであります。今年の利用状況調査でわかったものですが、私自身家が建っていたのを長年見ており、農地のかげらもなく申請人も驚いておりました。当該農地の現況は全て宅地となっており、農地性は喪失している為、農地への復旧は容易でないと判断しました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
2番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号3番について14番委員の報告を求めます。担当委員の報告を求めます。

14番委員 議案第6号非農地証明願いについて。整理番号3番につきまして去る11月13日申請人のHIさん立合いのもと1番委員と私14番委員の2人で共同調査をいたしましたので14番が報告いたします。申請人は滋賀県大津市日吉台にお住まいのHIさんです。土地の所在地は伊佐市菱刈花北字中村477番地です。地目は畑面積は160㎡であります。農地区分は2種農地で農用地区域外になっております。周囲の状況は良く管理された庭となっております。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和20年5月1日ごろから農地としての耕作を断念し、庭としての植木等植林したとのことです。なお現在、HIさんは、滋賀より定期的に維持管理するために帰省されるそうです。申請地の位置として給食センターより東に500mほどで北側は通路を挟んで住宅、東側は道路、西側は住宅、南側も住宅であります。全体が庭になっており、農地性は喪失して、年齢も高齢で子供も地元におらず、農地への復旧は困難であると2人の調査員とも判断いたしました。添付資料と

して全部事項証明書、非農地証明願等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 14番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、14番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。

議 長 次に整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。  
18番委員

18番委員 議案第6号非農地証明願いのうち、整理番号4番につきまして、去る11月13日、申請人MTさんの弟さん、本人は鹿児島に住んでいらっしゃいますので弟さんが立合いに来られました。8番委員、10番委員、私18番の共同調査であります。18番が報告をいたします。申請人は鹿児島市桜ヶ丘にお住まいのMTさんです。土地の所在地は伊佐市大口青木字飛松迫尻1866-2で、地目は田、面積は108㎡であります。農地区分は第2種でその他の農地であります。周囲の状況は北側が本人の田ですが、後は全て山林となっております。非農地となった時期及び理由といたしましては、昭和60年ごろ周囲の山林化が進み、耕作できなくなり山林となったとありますが、現場を見ますとこんな所に良く田んぼがあったもんだなと思われるような場所です。立会人の話を聞いたんですが、たぶん昔天水状態であったとすることで、ちょっとした小さな溜池みたいになっていたのではないかとような話もありましたが、いずれにしても周囲は相当茂った山と言って良いような現状でありました。そのようなことから農地性は完全に喪失しておりますし農地への復旧は困難であると三人の調査員も判断をいたしました。必要添付書類は全て揃っております。委員皆様方の審議方よろしく願いいたしまして報告を終わります。

- 議 長 18番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
 (「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
 18番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
 よって整理番号4番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。
- 1 番 委 員 議案6号非農地証明願いについて報告いたします。調査日は去る11月13日です。14番と1番の2名で調査いたしました。申請人住所神奈川県横浜市戸塚区戸塚町です。お名前はIKさんです。申請地は伊佐市川南字十二和石1772-1外3筆、地目は畑と田です。合計面積は1,524㎡です。農地区分は2種農地です。  
 申請地の位置は築地橋を渡り、南へ約800mの所です。  
 町船津田集会施設の付近です。北は山林、南も山林、西が住宅及び畑です。東も山林です。道路の高低差も2m以上あります。昭和60年ごろに放置されています。2名で協議いたしましたところ、農地性は喪失しておりやむを得ないと判断いたしました。添付書類は全部事項証明書、地積図1/1000、字図外必要書類は揃っております。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
- 議 長 1番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。  
 (「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
 1番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。

		よって整理番号5番は非農地として証明が決定しました。
議	長	整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。 12番委員お願いします。
	12番委員	議案第6号非農地証明願いについて整理番号6番については去る11月13日申請人のNTさん立合いのもと20番委員と私12番委員の2人で共同調査をしましたので12番が報告します。申請人は伊佐市大口篠原にお住まいのNTさんです。申請地は菱刈荒田字貫瀬戸2035-6で地目は田で面積は88㎡であります。非農地となった時期は昭和60年10月ごろで、非農地となった原因は道路買収による地形的に耕作が出来なくなった為である。申請地の位置は荒田交差点、これは本城小学校より針持ちに向かって1000m位行った所の荒田交差点がありますが、その荒田交差点より針持に約200m行った所で東側が旧道、西側が山林、南側が県道、北側が田んぼとなっています。現地調査の結果、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると2人の調査委員とも判断しました。添付資料として、全部事項証明書、非農地証明願、字図等が添付されています。委員の皆様のご審議方よろしく願いして私の報告を終わります。
議	長	12番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。  (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、非農地として証明が決定しました。
議	長	議案第6号非農地証明願いについては、6件の申請で6件を非農地として証明することが決定しました。
議	長	その他。 事務局

事務局 総会資料の119ページ、最後のページなんですけど、11月の月例報告をいたします。

去る13日、金曜日現地調査をしております。17日の火曜日始良伊佐地区農業委員研修会に、溝辺の方へ参加しました。それから20日の今日、第8回農業委員会総会です。26日定例常任議員会議があります。それから12月の行事予定になります。11日の金曜日現地調査を一斉に開催します。17日が農業委員会の第9回の総会です。18日の金曜日です。12月の定例常任議員会議ということで、鹿児島市の方で開催されます。月例報告は以上です。

事務局長 姿勢を正して下さい。  
一同礼  
お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時45分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 6番委員

伊佐市農業委員 ..... 8番委員